

労働安全衛生規則の法改正情報！

本足場の設置義務対象が強化されます！

令和5年2月13日に厚生労働大臣が、労働安全衛生規則の一部を改正する動きを取りました。今回の足場王通信では、法改正にあたって変更になるポイントを説明させていただきます！

一改正の趣旨ー

建設業における労働災害で現在も年間 300 人が命を落としています。足場などから墜落、転落したことによる死亡災害が最も多く、そのうちの約 4 割（約 100 人）と大きな割合を占めています。この現状を踏まえて、事業者が講じるべき措置等について労働安全衛生規則を改正することとなりました。

改正のポイント

- 1 一側足場の使用範囲の明確化（施行期日：令和 6 年 4 月 1 日）
事業者は幅 1m 以上で足場を使用するときには本足場を使用しなくてはならないとする。
※吊り足場の使用時もしくは狭い敷地や障害物などでやむを得ない場合は例外的に一側足場の使用を認める。
- 2 足場の点検が確実に行われるように以下の 2 つの実施（施行期日：令和 5 年 10 月 1 日）
 - ① 足場の点検を行うときは、点検者をあらかじめ指名してその者に点検を行わせることを義務付ける。
 - ② 強風・大雨・大雪等の悪天候で足場の点検を行った際に点検者の氏名を記録し、保存することを義務付ける。（掛けばらしだけでなく組み立て変更時同様）

今回の法改正については、施行に向けて厚生労働省から発表されて間もない情報になります。実際の施行までに情報が変わる可能性もあるので、また足場王通信で発信していきます！

❶の本足場を組まなくてはならなくなった際に資材が不足してしまう場面があるかもしれません。

万が一の時に備えて、**足場王でレンタル契約しておくことをオススメいたします！**

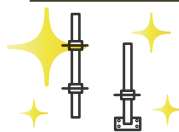
足場王のレンタルなら

くさび足場が



月額 **14,700 円**~
(税込16,170 円~)

返却時の洗浄代¥0



塗料等の付着による
洗浄代金は一切いた
だきません。

正確な在庫管理



弊社独自の在庫管理
システムを用いて、常
に最新の在庫データ
維持を行っています。

確かな品質管理



仮設工業会の製品ガ
イドラインに基づき、
1本1本確認、仕分け
を行っています。

まずは **0120-148-089** 又は各営業担当までお電話下さい！



埼玉県公安委員会 第431260005476号
社団法人 仮設工業会 会員
<https://ashibao.jp/>

今後、FAX送信がご不要なお客様は下記に社名と□に
チェックの上、お手数ですがFAXでご返信をお願いします。

御社名

0120-148-089

☐ FAX 通信は不要

FAX 049-279-5203